

令和4年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和4年4月20日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和4年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年4月20日（水） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和4年4月13日（水）
- 5 通知した議題
第1号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
第2号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起
業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）
第3号議案 瀬戸内海機船船びき網漁業の許可の制限措置の変更について（協議）
その他（報告事項）
報告事項ア 第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について
報告事項イ 漁業関係法令違反に対する行政処分方針の一部改正について
- 6 出席者
（委員：14名）
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、
大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨
（県及び事務局）

| | | |
|---------------------|------|--------|
| 農林水産部水産振興課 | 課長 | 澁谷 賢司 |
| 水産振興課 漁業調整取締班 | 主査 | 松永 善文 |
| | 主査 | 土井 建一 |
| | 主任 | 山根 知樹 |
| 下関水産振興局 水産課水産班 | 主査 | 金近 哲彦 |
| 岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 | 主任 | 伊藤 憲彦 |
| 山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 | 主任 | 柏村 直宏 |
| 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 天社 こずえ |
| | 書記 | 永尾 洋輔 |
- 7 傍聴人 出席者なし
- 8 付議事項及び審議結果
第1号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
原案のとおり適当である旨、答申することとした。
第2号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起

業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第3号議案 瀬戸内海機船船びき網漁業の許可の制限措置の変更について（協議）
制限措置の変更することについて異議はない旨、答申することとした。

その他（報告事項）

報告事項ア 第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について
水産振興課から報告された。

報告事項イ 漁業関係法令違反に対する行政処分方針の一部改正について
水産振興課から報告された。

9 審議の概要

天社事務局長 それでは、ただ今から令和4年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、14名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
昨年の春に改正法により我々第22期委員が選任されたところですが、早くも2年目となりました。本日は2年目最初の委員会となりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
さて、世界に目を向けるとウクライナ情勢の悪化やコロナの長期化などがありますが、これらによりウニの価格が乱高下しているというニュースも耳にしており、漁業の世界も無関係とはいえません。
こうした状況が早く収まり、燃油価格の安定、魚価の回復など漁業の世界でも明るい話題が増えることを祈っております。
本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が3件、報告事項が2件ございます。
委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

天社事務局長 ありがとうございます。
続いて、4月1日付け県の人事異動により海区漁業調整委員会事務局に参りました職員を紹介させていただきます
新しく事務局長になりました天社と申します。よろしく申し上げます。

山根書記 山根と申します。よろしく申し上げます。

天社事務局長 それでは議事に入りたいと思いますが、委員会運営規程第4条第2項の規定によりまして、会長が議長になっておりますので、以後の議事進行を森友会長にお願いいたします。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、山田委員と渡壁委員にお願いします。それでは第1号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」事務局から説明をお願いします。

永尾書記 お手元の資料の1ページをお開きください。
内容については水産振興課からお願いします。

山根主任 (資料に沿って説明)

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆さんご意見やご質問はございませんか。

(意見・質問等なし)

森友会長 第1号議案の諮問について原案のとおりで適当である旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

森友会長 全員、異議なしと認めます。第1号議案については原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第2号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局から説明をお願いします。

永尾書記 お手元の資料の9ページをお開きください。令和4年4月14日付けで山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。説明については水産振興課からお願いします。

山根主任 (資料に沿って説明)

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はありませんか。

(意見・質問等なし)

森友会長 それでは他にご意見等がないようでしたら、第2号議案は「原案のとおりで適当である旨を答申する」こととしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

森友会長 全員、異議なしと認めます。第2号議案は「原案のとおりで適当である旨を答申する」することとします。

続きまして、第3号議案「瀬戸内海機船船びき網漁業の許可の制限措置の変更について」事務局よりお願いします。

永尾書記 お手元の資料の40ページをお開きください。山口県農林水産部長から当委員会会長あて協議がなされております。

説明については、水産振興課からお願いします。

山根主任 (資料に沿って説明)

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問はありませんか。

小田委員 141 管理委員会の会長から全会一致で承認されているので問題ないと思うが、全会一致が条件になるのか。その辺はどういう認識か。

141 管理委員会で賛成多数で上がってくる場合はどうなるのか？なぜ聞くかという、この内容で直接関係あるのが東和と浮島になり、協議をしている。その協議でまとまったから 141 管理委員会にて審議がされたという流れなら問題ないが、それが資料からは読めないなのでその辺の認識を確認したい。

山根主任 機船船びき網の操業区域の拡大は過去にも何度かあり、地元の同意、141 号管理委員会の同意という流れでやってきている。今回もその流れを踏襲した。一律そういった手続きが必要かと言われれば、許可によって調整する部分が異なることから一律にとは答えられないですが、今回の要望については過去の流れがあったのでその流れに沿ってやらしていただいた。

小田委員 この資料からは 141 で同意があったとしか読めない。地元同意は必要なのか？

山根主任 地元の同意は必要だと考えている。

- 小田委員 それを資料に入れていたほうが良いのではないか？
- 河野委員 そもそも地元同意がないとやらないであろう。
- 小田委員 前にもめたことがあるので、きちんと議事録、資料に乗せておいたほうが良いと思った。地元同意の前提のもとに了解されたことが。
- 松永主査 資料には記載がないが、県としては地元同意がとられたと聞いている。今後は前段の地元地区の同意が得られたというところも入れておきたい。
- 小田委員 平成の始めに資料 p. 43 の縦縞の部分の区域拡大したときは条件として、毎回漁期前に組合長を集めて了解を取ることになっていたのに、それも開かれてなかったりするので再確認したかった。「一回とったからもういい」と言う話になったら困るから。
口頭でもいいので地元の同意を議事録に残っていれば問題ない。
- 森友会長 区域を広げるのはいいけど、当時の条件があったなら一言浮島に言ってやらんと。
- 小田委員 当事者だが、うちの中でも漁期の前に関係者呼んで了解を取っている。浮島の話し合いの中で。ここで認められたから後は知らんよってならんように。
- 山根主任 今後、資料の作り方は気をつけさせていただきます。
- 梅田副会長 要望書を見るとカタクチイワシの回遊経路が変化したとか、隣の海域にはいますとなっているが、県の方は研究機関などに間違いないと確認したのか。地元はそういわれているということだと思うがイワシの回遊経路が変わるのはすごいこと。そのあたりはどうか？
- 山根主任 水研センターの方には確認はできていない。
- 梅田副会長 科学的根拠に基づいて資源管理をするようになっているが、カタクチイワシの回遊経路が変化したってここだけではないはず。漁場形成が変わってきているという話。その辺をみんなで検討してみる価値があると思う。
- 河野委員 実際に変わってきている。確かめてみるといっても今年いるからって

言って来年いるとは限らない。魚というのは気候も変わってきているし、漁場も昔と違うところも結構ある。

梅田副会長 大島水道の底びき網漁業の区域の問題のときには、資源がどうなるか見るために3年許可で様子を見ようということにした。これは、いきなり永久的に区域拡大しようとしている。
思想が違うということを言っている。統一性が必要。

河野委員 他のところで同様な話が出たときのことも考えて、ある程度ルールは決めておいたほうがよいかも。

山根主任 令和3年度の資源評価報告によれば、カタクチイワシの瀬戸内海系群は中位、減少にはなっているが、再生産成功率は比較的安定しており、資源的には問題ないと考える。

河野委員 祝島の方にイワシが回遊しており、そのおかげでサワラがよく釣れている。
回遊経路が変わることはよくある話である。
3月に祝島周辺でサワラが獲れることはなかった。海も変わってきている。
この問題は、地元がいいと言っているのでよいのではないか。
ただ、今後同様な事例は増えるだろう。そのときにどうするかということ梅田副会長が言われているのではないか。

森友会長 梅田副会長や河野委員が言われることも解るが、この問題については、地元調整がついていることもあり、承認ということではよいのではないか。

各委員 (異議なし)

森友会長 意義なしと認めます。第3号議案は適当である旨回答することとします。
課長、天社事務局長、今の意見についてはよろしく申し上げます。
本日の議題は以上です。
次に報告事項に移ります。
第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について報告をお願いします。

土井主査 (資料に沿って説明)

森友会長 以上で説明が終わりました。
なにか、ご意見、ご質問ございますか。
よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

森友会長 次に漁業関係法令違反に対する行政処分方針の改正について説明をお願いします。

山根主任 (資料に沿って説明)

森友会長 以上で説明が終わりました。
なにか、ご意見、ご質問ございますか。

森友会長 ちょっといいですか。
この方針は、いつから決まっていた。

山根主任 令和2年12月1日の漁業法改正に合わせて改正しています。

森友会長 調整委員会に協議をしたのか。

山根主任 協議はしていません。

森友会長 県が勝手に決めているのか。
Aのうなぎ稚魚漁業とかBの潜水器漁業とかは、罰金が格段にあがるので行政処分を重くしても問題ないと思うが、C、Dの県内漁業とか、ちょっと区域違反したことで、10日とか20日の停泊処分はやりすぎではないか。

他県も同様な処分となっているのか。

それでなくても、燃油代は高くなって儲かりもしない。

停泊処分が20日もあれば、漁業を廃業せざるをえない。

見直すことはできないのか。

そこまでして山口県の行政は漁業者を痛めつけたいのか。

梅田副会長 従来からこういう日数で来ている。
あまりにも問題があるということなら見直しを検討すべきとの意見を委員会として出すかどうかということだと思う。
ここで協議したらどうか。

森友会長 共通海域で他県と同様な処分なら納得もできる。

愛媛県は、底びき網の休漁期間もないのに山口県の行政処分は他県以上というのは納得できない。

この日数はあんまりだ。漁師をやめろということだ。

愛媛、大分と比べた時に向こうの方が軽かったらどうするのか。

松永主査

行政処分は、漁業違反をしたときに罰金とは別に科せられる。

県外船と県内船があるが、ほとんどの人はルールを守って操業している。一部の漁業者が違反をしている。

ルールを破られたことにより被害を受ける漁業者は、県外船であろうと県内船であろうと変わりはない。

今回の法改正で制限措置違反は、従来の罰金が10万円以下であったものが300万円以下と30倍になっている。

条件違反も10万円以下が30万円以下と3倍になっている。

司法罰の厳罰化に合わせて、行政処分も少し厳しくしている。

山口県も漁業者が減少して漁場が空いてきている。先ほども規制緩和の話をしたわけですが、大昔のルールがそのまま残っている。

今後、不必要な規制については見直していきたいと思います。

森友会長

その話と停船処分の話は別の話。

なぜ、先に漁業調整委員会に協議しなかったのか。

知らない間に、底びきの区域違反も初犯で10日から15日に延ばされている。

松永主査

基本的にはルールを守ることが前提となる。

森友会長

県は大目に見てくれるかもしれんが、保安部は最近よく漁業違反を検挙する。

他県の方が、行政処分が軽い場合はどうするのか。

松永主査

県外船、県内船の取り扱いは同じ。

森友会長

違う、同じ違反を比べた場合、他県の処分の方が山口県より軽いんじゃないかということ。

他県の処分と比べたことはあるのか。

松永主査

他県との比較はしていない。

森友会長

納得できない

違反するのは悪いが、ちょっと風が吹いて流された場合も違反となる。

- 松永主査 十分に余裕を持って操業していただきたい。
- 森友会長 言うのは簡単だが、実際は難しい。
山口県の規制が厳しくてもどうにもならない。
- 河野委員 宇部でも岬と東岐波があるが、岬は100人以上組合員がいるが、片方は10人か5人しかいない。
岬は漁場が狭くてどうにもならない。同じような操業をしろというのが無理。
空いている漁場を利用できるようにするのが大事。
基本のルール決め方がおかしい。
- 森友会長 他県の事例を調べて欲しい。
- 澁谷課長 漁業法改正の趣旨を踏まえて行政処分方針を見直したもの。
漁業規制緩和については、地元調整のつく範囲で進めてまいりたい。
他県の行政処分方針については、調べられる範囲で調べてみる。
- 小田委員 せめて、愛媛、大分、山口県の処分は統一して欲しい。
ナマコの操業期間も統一して欲しいと国に言ったがほったらかし。
その理由は、忙しいからということだった。
- 森友会長 愛媛、大分は取り締まりが緩い。県が厳しくない。
山口県だけ厳しいため、漁業の勢力がどんどん落ちている。
とにかく他県の例を調べて欲しい。
- 澁谷課長 さきほど言ったとおり対応する。
- 森友会長 調整委員に説明したからといって、漁業調整委員会のせいにしてもらっては困る。
- 澁谷課長 そういうつもりはありません。
行政処分方針は、県が定めるもので調整委員会に協議するものではありません。
- 森友会長 報告事項ということですね。
- 梅田副会長 行政処分方針は、県独自で決めるもので漁業調整委員会の意見を聞く必要はないということを説明する必要がある。

澁谷課長 副会長さんのおっしゃるとおりです。
他県の事例は、調べさせてもらいます。

森友会長 他になにかありませんか。

(特になし)

森友会長 本日の委員会はこれで終了します。
慎重なご審議ありがとうございました。

(13 : 55 終了)